

第五款 娯樂及祭禮

アイヌ族の娯樂としては聲樂、音樂、舞踊及遊戲等あり、聲樂としてはユーカラ（酒宴の席などにて歌ふ男女の痴情を語るもの）、ハウケ（祭支の如きもの）、ヤエガタカラ（都々逸の如きもの）、オイナ（昔嘶）、トイタ（伽嘶）等あり。

樂器には左の一一種及團扇形の太鼓あり、麝香鹿の皮にて作り主に祈禱者が之を使用す。

トンコリ（三味線に酷似し五弦なり）

ムツキナ（竹を以て作り、口に銜て吹く）

舞踊は我が益踊の如く八人づゝ一團となりて環狀を爲し、中腰と爲りて一足づゝ飛びつゝ手を拍ち、リリーリリーと叫びながら踊り廻り、多くは熊祭のときに爲す。

遊戲には綱曳、角力、繩飛び、棒飛及輪投等あり。

祝祭には内地の如く益、正月、氏神祭典等稱するものなく、唯漁期の始めに海岸、河岸に木幣を掛け濁酒を捧げて豊漁を祈る。最も嚴肅壯嚴に行ふものは熊祭にして、其の部落は勿論遠近の部落より老若男女の別なく聚り、盛裝して飲み、歌ひ且つ踊り歡樂を盡すこと數日に亘り、青年男女の情事は多く此際にはる。

第四節 文化

第一款 教育

土人の教育に關しては土人教育所を設くるの外各種施設を爲し、専ら智徳の啓發、生活の改善其他の指導誘掖に努めつゝあり。

土人教育所は明治四十二年始めて東西兩海岸のアイヌ族集團部落に各一箇所を設置し、其の子弟を收容するの外、尙地理的其の他の關係上之は公立小學校に委託して教育せるが、各種の設備未だ充分ならざりしを以て、大正十三年四月部落の合併行はると共に、教育所も之を六箇所として其の内容の充實を圖れり。從て其の内容は公立小學校と大差なく教科目も小學校と同一にして、現在々學兒童二百餘名、公立小學校に委託教授中のもの四箇所、四十名にして、年々十數名乃至三十名の卒業を出しつゝあり。其の成績を見るに書方、圖畫、手工、唱歌等は内地人子弟に比して遜色なきも算術、綴方等は劣れり。卒業者の成績は概して良好にして普通々信文其の他家庭の用務を辨するは勿論、既に官公署の雇員又は代用教員等に奉職せるものあり。現在の土人教育所を擧ぐれば左の如し。

教育所	學級數	教員配置數	兒童數	所	在地
白濱土人教育所	二	二	六二	榮濱郡榮濱村大字相濱	
落帆土人教育所	一	一	五七	富内郡富内村大字落帆	
多蘭泊土人教育所	一	一	五九	真岡郡廣地村大字大穂泊	
智來土人教育所	一	一	二一	泊居郡名寄村大字智來	
新問土人教育所	一	一	三〇	敷香郡泊岸村大字新問	

社會教育に關しては各部落に青年團、婦人會等を設け、主として教育所教員之が指導に當り、尙夜學會を開き或は講話をなす等其の誘導啓發に努め居れり。

第二款 衛生

土人は一般に衛生思想に乏しく、其の衣食住の非衛生的なることは疾病を多からしめ、其の血族結婚と酒精分の過飲とは體質を脆弱ならしむ。之れ彼等の容貌の魁偉なるに似ず體質の虛弱なる所以にして、而も病魔に犯さるゝや先づ舊習に依る祈る祈禱卜占を爲し、草根、木皮、獸骨等を服用し、愈々重態となるに及び始めて醫藥を求め而して病苦少しく減するか若は短期に特效を認め得ざる場合は多く醫藥を廢するを以て、傳染病性疾患の如きは其の間に傳染の機會を多からしめ保健上遺憾渺からず。以上の事實に鑑み

土人の衛生に關し深甚の注意を拂ひ、部落の衛生的施設の整備を計ると共に各部落に公醫を囑託して診療せしめ、各種藥品。器具等を配備して傳染病の豫防に備へ、時々衛生に關する講話を催ほし又は衛生に關する活動寫眞を映寫して觀覽せしむる等衛生思想の喚起普及を計れり。

第五節 産業

領有前に在りては河海に漁り山野に獵し、天產物によりて衣食したるを以て、一定の産業に從事して將來の策を樹てんとするの念なく複雜を厭ふ風あり。依つて彼等の最も得意とする漁業に就き特殊の方法を授け漁船漁具を貸付して漁業を爲さしめんとすると唯舊慣を墨守するのみにして更に改良發達を圖らんとせず。農業に就ても土地を貸付し農具並に種子を給與して之が獎勵を爲すも、勤勞を厭ひて播種後の中耕除草をなさざるのみならず、甚しきは給與の種子を供し、唯僅に自己の食料を得て満足し居れり。商業の如きも計數の觀念に乏しく經濟思想なきを以て之を營むもの極めて稀なり。然れども不斷の指導啓發と拓殖の進展、人口の増加に伴ふ周圍の刺戟とは漸次覺醒を促しつゝあるものゝ如し。

第六節 救恤

土人の救恤に關しては特例を設け、其の普遍を圖ると共に諸般の事情を參酌して遺憾なきを期し居れ

り。即ち漫然金品を與へて依頼心を助長せしむるの弊を避け、老幼を恤み、不具廢疾を憐み、鰥寡孤獨を救ひ、六歳以下六十歳以上のものにして自活し得ざるものに對しては救恤米を與へ、罹病者にして治療の資力なきものに醫藥を給し、或は樺太慈惠院に收容施療し、水火災其の他の罹災者には金品を施與する等之が救濟に關し遺憾なきを期しつゝあり。

樺太要覽終

昭和五年六月廿一日印刷

昭和五年六月廿二日發行

樺太廳

東京市京橋區南八丁堀三丁目三番地

印刷人 荒牧金吾

印刷所 互光印刷所

K2/D-10

默 大 創

孫子兵法卷之二

孫子兵法卷之二



15/10
12

